

ご参考 :

登録規程第 6 条＜移籍者の取り扱い＞について

本登録規程第 6 条に関する当連合（「実業団」）としての基本的な考えは下記。

- 1) 駅伝チーム同士の選手の引き抜き行為が過去にあり、チームと選手を支えていただいている駅伝ファン、すなわち、職場、会社、地域社会、その他多くの駅伝ファンから厳しく非難されたことから実業団は登録規程第 6 条の移籍に関する退部証明制度を作り出した。
- 2) 実際の運用においても現在の実業団の各チーム間で選手の移籍は退部証明制度に従って数多く行われており退部証明制度についての苦情は実業団に来ておらず、また、退部証明制度を悪用したパワハラ行為は禁止行為であると理事会で確認すみである。
- 3) 実業団の駅伝チームは約 100 チームあり社業の傍ら駅伝の練習をする選手からもつぱら駅伝をはじめ陸上競技で良い成績を残すことで会社のブランドイメージ向上等に貢献する選手まで多様な選手が登録されている。
- 4) 2020 年東京オリンピックを控えアスリート・ファーストということが世の中に言われ始めており、また、これから新たに実業団に入ってこようとする選手やチームにもこの登録規程のことをよく理解してもらう必要がある。
- 5) ファン・ファーストとかアスリート・ファーストとか、対立的に考えるのではなく、ファンとアスリートの双方があつて実業団（企業スポーツ）が成立っている現実から、実業団はどちらも重要と考えており容易に結論の出る問題とは思ってはいない。世の中の状況に沿って登録規程を考えて行きたいと考えている。
- 6) ファンとアスリートをつなぐ役割が実業団の役割だと考えている。

2018 年 12 月 20 日

一般社団法人日本実業団陸上競技連合